

第 16 回 浪江町復興整備協議会特別会議 議事録				
日時	令和 8 年 8 月 31 日（月） 13：15～13：45			
場所	福島県庁本庁舎 5 階 企画調整課分室 1			
復興整備事業	1. 浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設の都市計画の変更について 2. タウンセンター西街区一団地の復興再生拠点市街地形成施設の都市計画の決定および都市計画用途地域の変更について			
出席者	復興庁 (オンライン)	加速化交付金・国土交通班	参事官補佐	上野 榮作
		〃	係員	高倉 貴史
	福島県	企画調整部復興・総合計画課土地水対策室	主幹	笹川 純
		〃	副主査	北澤 邦明
		企画調整部地域振興課	課長	斎藤 康德
		〃	主任主査	河合 都
		〃	主査	一條 麻梨菜
		土木部都市計画課	課長	手塚 孝良
		〃	主任建築技師	佐々木 康友
		〃	技師	二階堂 七海
		相双農林事務所（オンライン）	企画部長兼地域農林企画課長	米倉 一美
		相双建設事務所（オンライン）	企画調整課長	石井 徹
	浪江町 (オンライン)	建設課	主幹	兼田 雅晴
		〃	課長補佐兼都市計画係長	渡邊 啓一
		〃	主査	寺山 信隆
		〃	副主査	鈴木 智也
		市街地整備課	主幹	真鍋 聡
		〃	課長補佐兼 F-REI 立地室室長	上野 幹一
		〃	係長	木村 正信
		〃	主事	北郷 真理

○協議内容

1. 開会（司会：浪江町建設課 主査 寺山 信隆）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：公開として報告
- ・傍聴人への注意事項

2. 議長あいさつ

- ・浪江町復興整備協議会規約第 9 条第 1 項により、浪江町長代理人の兼田雅晴主幹が議長となる。

3. 議事

（議長：浪江町建設課 主幹 兼田 雅晴）

それでは、浪江町の現状と課題について、浪江町から説明させていただきます。

(説明者：浪江町建設課 課長補佐兼係長 渡邊 啓一)

それでは、浪江町の現状と課題について説明申し上げます。

【別紙「現状と課題」により説明】

(議長：浪江町建設課 主幹 兼田 雅晴)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問なし

(議長：浪江町建設課 主幹 兼田 雅晴)

それでは、議事に入ります。本日は、2件の案件についてお諮りいたします。

1点目は、「浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の変更についてです。本事業の変更にあたり、復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の変更が必要となることから、これを協議会にお諮りいたします。

次に、2点目は、「タウンセンター西街区一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の実施についてです。本事業を実施するにあたり、復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の決定および、浪江都市計画用途地域の変更が必要となることから、これを協議会にお諮りいたします。

浪江町から復興拠点整備事業に係る復興整備計画変更（案）概要について説明願います。

(説明者：浪江町建設課 課長補佐兼係長 渡邊 啓一)

それでは、浪江町復興整備計画変更（案）についてご説明申し上げます。

【浪江町復興整備計画（案）の概要、都市計画の決定・変更について説明】

令和8年8月6日に浪江町都市計画審議会を開催し、本都市計画変更案については、全会一致で同意をいただいた旨及び、本協議にあたり令和8年7月22日から令和8年8月5日にかけて公告、縦覧を実施した結果、住民からの意見はなかったことを報告いたします。

(議長：浪江町建設課 主幹 兼田 雅晴)

都市計画の変更・決定について福島県都市計画課様のご意見・ご質問はございますでしょうか。

(回答者：福島県土木部都市計画課 課長 手塚 孝良)

説明のありました都市計画の決定や変更については、令和8年6月26日に都市計画課との事前協議が完了し、8月6日に浪江町都市計画審議会において承認を得ております。よって、特に意見はございません。

(議長：浪江町建設課 主幹 兼田 雅晴)

復興整備計画の変更について復興庁の上野様のご意見・ご質問はございますでしょうか。

(回答者：復興庁 加速化交付金・国土交通班 参事官補佐 上野 榮作)

特に意見はございません。

(議長：浪江町建設課 主幹 兼田 雅晴)

ありがとうございました。以上で議事を終了いたします。

なお、本日協議しました「浪江町復興整備計画変更案」については、後日、町 HP 等で公表したいと考えております。

これを持ちまして、議長の任を解かさせていただきます。円滑な審議に御協力いただきありがとうございました。

4. 閉会（司会：浪江町建設課 主査 寺山 信隆）

○協議結果

- ・復興特区法第 48 条第 1 項第 3 号に基づく「浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の都市計画の変更、「タウンセンター西街区一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の都市計画の決定、および「浪江都市計画用途地域の変更」について協議した結果、構成員からの意見等はなかった。
- ・復興特区法第 48 条第 9 項の規定に基づき、復興整備計画を公表することで、都市計画法に基づく都市計画の決定・変更の告示があったものとみなされる。